

2022年9月22日

各 位

会社名 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン  
代表者 代表取締役社長 石坂 信也  
(コード番号：3319 東証プライム)  
問合せ 執行役員最高財務責任者 中村 怜  
(TEL. 03-5656-2888)

**連結子会社における出資持分の追加取得、  
第三者割当によるA種優先株式の発行、定款の一部変更並びに  
資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ**

当社は、2022年9月22日開催の取締役会において、次の①から⑤の各事項について決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

- ① 当社の米国における100.0%子会社であるGDO Sports, Inc. (本社：米国カリフォルニア州、以下、「GDOS」といいます。)が、GolfTEC Enterprises, LLC (本社：米国コロラド州、以下、「米国GOLFTEC」といいます。)の出資持分の37.0%をGTE Step1 HoldCo LLC (本社：米国コロラド州)より取得し、GDOSの97.0%子会社とすること (以下、「本出資持分追加取得」といいます。)
- ② ファイブスター・メザニン2号投資事業有限責任組合 (以下、「割当予定先」といいます。)との間で投資契約 (以下、「本投資契約」といいます。)を締結し、これに基づき割当予定先に対して、2022年11月25日 (以下、「本払込期日」といいます。)に、第三者割当の方法により総額6,000,000,000円のA種優先株式を発行すること (以下、「本第三者割当増資」といいます。)
- ③ A種優先株式に関する規定の新設に係る定款の一部変更を行うこと (以下、「本定款変更」といいます。)
- ④ 本払込期日を効力発生日として、A種優先株式の払込金額の資本金及び資本準備金組入に伴う資本金及び資本準備金増加分の全部につき資本金及び資本準備金の額を減少すること (以下、「本資本金等の額の減少」といいます。)
- ⑤ 2022年11月24日開催予定の当社臨時株主総会 (以下、「本臨時株主総会」といいます。)に、(i)本第三者割当増資 (A種種類株式の有利発行に係る特別決議を含みます。)、(ii)本定款変更に係る各議案を付議すること

なお、本第三者割当増資は、本臨時株主総会において、本第三者割当増資及び本定款変更に係る各議案の承認が得られることを条件としており、本定款変更は、本臨時株主総会において、本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件としております。また、本資本金等の額の減少は、本第三者割当増資の効力が生じることを条件としております。

さらに、本投資契約上、割当予定先によるA種優先株式に係る払込みは、(i)本臨時株主総会において、本第三者割当増資、本定款変更に係る各議案の承認が得られること、(ii)本出資持分追加取得を資金使途とする融資が実行されることが確実であること又はすでに実行されていること及び(iii)本出資持分追加取得が本払込期日から6営業日以内に実行されることが確実であること等を条件としております。

## I. 本出資持分追加取得について

### 1. 出資持分追加取得の理由

当社の連結子会社である米国 GOLFTEC は、世界最先端のテクノロジーを駆使しスイングデータ、ボールやゴルフクラブデータ、ユーザープロフィールデータの3層のデータを基に個人に合わせてカスタマイズしたレッスンやクラブフィッティングを行う点に特徴があり、米国を中心にカナダや東南アジア地区等6か国で230店舗以上を出店するほか、900人以上の認定コーチにより年間150万回以上のレッスンを行っております。

米国ゴルフ市場においては、新しいテクノロジーや昨今のCOVID-19感染症の拡大がゴルフの習慣や楽しみ方に影響を与えており、ゴルフ場以外でのゴルフの楽しみ方が拡がりを見せるとともに、より身近な存在になりつつあります。

このような環境下、米国 GOLFTEC は2021年2月に公表した当社中期経営計画「LEAD THE WAY」の基本方針に基づき店舗拡大を中心とした成長戦略を掲げ、これを達成すべく事業運営に取り組んでおります。そして、さらなる成長拡大を見据え、従来のマンツーマンレッスンを基に、より多くのゴルファーにより上達するための世界最高クラスのノウハウをあらゆる場面、場所において提供するという、「GOLFTEC ANYWHERE」構想を掲げました。

GTE Step1 HoldCo LLC とは2018年7月に当社が60.0%の出資持分取得及び子会社化を実施してから現在に至るまで、良好なパートナーシップを構築しながら事業規模を順調に拡大してきました。その結果、子会社化した当時には債務超過であった米国 GOLFTEC は2022年度中に債務超過を解消する見込となっております。このたび「GOLFTEC ANYWHERE」構想の実現による長期的な収益拡大をより加速させるため、同社への出資持分を拡大させることといたしました。

### 2. 出資先の子会社の概要

(1) 名 称	GolfTEC Enterprises, LLC	
(2) 所 在 地	67 Inverness Drive East, Suite 175, Englewood, Colorado 80112, U.S.A.	
(3) 代表者の役職・氏名	Joseph L. Assell (President & CEO)	
(4) 事業内容	米国、カナダを中心に直営及びフランチャイズ店舗を展開し(2022年6月末時点:計232店舗)、ITを駆使したゴルフレッスンサービス事業を行っております。	
(5) 資本金	約17.1百万USD	
(6) 設立年月日	2001年10月24日	
(7) 大株主及び持株比率	GDO Sports, Inc. (60.0%) GTE Step1 HoldCo LLC (40.0%)	
(8) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	当社は当該会社の出資持分60.0%をGDOSを通じて保有しております。
	人的関係	当社の代表取締役社長である石坂信也、取締役副社長である吉川雄大及び執行役員である中村怜が、当該会社の取締役を兼務しております。
	取引関係	GDOSは当該会社に対して貸付金債権を有しております。また、当社の子会社である株式会社GDOゴルフテックと当該会社との間で、フランチャイズ料の支払い及びレッスン機器の購入取引があります。

(9) 最近3年間の連結財政状態及び連結経営成績			
決算期	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
連結純資産	△4.0百万USD	△8.7百万USD	△4.6百万USD
連結総資産	43.6百万USD	48.0百万USD	76.6百万USD
連結売上高	69.7百万USD	66.7百万USD	108.6百万USD
連結営業利益	0.9百万USD	△4.2百万USD	4.4百万USD
連結当期純利益	0.3百万USD	△4.8百万USD	4.0百万USD

### 3. 出資持分取得の相手先の概要

(1) 名称	GTE Step1 HoldCo LLC	
(2) 所在地	67 Inverness Drive East, Suite 175, Englewood, Colorado 80112, U.S.A.	
(3) 代表者の氏名	Thomas A. Gart	
(4) 事業内容	GolfTEC Enterprises, LLC の出資持分管理	
(6) 設立年月日	2018年5月23日	
(7) 純資産及び総資産	相手先の意向により非公開とさせていただきます。	
(9) 大株主及び持株比率	GolfTEC Investors, LLC (50.8%) GolfTEC Holdings, LLC (39.1%)	
(10) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	当社連結子会社である GolfTEC Enterprises, LLC の出資持分 40.0%を保有しております。
	人的関係	当社連結子会社である GolfTEC Enterprises, LLC の取締役である Thomas A. Gart が、当該会社の代表を兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。

### 4. 取得価額及び出資持分の状況

(1) 追加取得前の出資持分	60.0%
(2) 追加取得持分	37.0%
(3) 取得価額	約 85.7 百万 USD (約 122 億円) (※1)
(4) 追加取得後の出資持分	97.0%

※1. 1USD=122円で換算しております。

### 5. 会計処理の概要

本出資持分追加取得には、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号、平成25年9月13日）及び「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（企業制度委員会報告第7号、平成30年2月16日）が適用され、子会社株式の追加取得の取引として処理をいたします。具体的には、非支配株主持分から追加取得した持分（取得価額）に相当する額を減額し、取得価額が非支配株主持分の減少額よりも大きい場合には、それらの差額だけ資本剰余金を減額します。連結貸借対照表上の非支配株主持分はゼロであるため、前述の処理に基づき、連結貸借対照表の資本剰余金を取得価額と同額だけ減額します。

また、2022年度中には米国 GOLFTEC は債務超過を解消する見込みで、債務超過解消後は、本出資持分追加取得により出資持分が 97.0%となることから、米国 GOLFTEC の連結当期純利益の 97.0%

が親会社株主に帰属する当期純利益として計上されることとなります。

さらに、連結純資産が減額されることへの対応策として、本第三者割当増資を実施いたします。詳細は、下記「Ⅱ. 本第三者割当増資について」をご参照ください。

#### 6. 日程

(1) 取締役会決議	2022年9月22日
(2) 契約締結日	2022年9月22日(予定)
(3) 本出資持分追加取得実行日	2022年11月30日(予定)

#### 7. 今後の見通し

当社は、2022年2月15日に公表しておりました2022年12月期(2022年1月1日～2022年12月31日)の通期連結業績予想を修正することといたしました。詳細は、本日付「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

## II. 本第三者割当増資について

### 1. 募集の概要

① 払 込 期 日	2022年11月25日
② 発 行 新 株 式 数	A種優先株式 60,000株
③ 発 行 価 額	1株につき100,000円
④ 調 達 資 金 の 額	6,000,000,000円
⑤ 募 集 又 は 割 当 方 法 ( 割 当 予 定 先 )	第三者割当の方法によりファイブスター・メザニン2号投資事業有限責任組合に全てのA種優先株式を割り当てます。
⑥ そ の 他	<p>詳細については「2. (3) A種優先株式の概要」及び別紙1「A種優先株式発行要項」をご参照ください。</p> <p>また、当社は、割当予定先との間で「6. (2) 割当予定先を選定した理由」に記載の内容を含む本投資契約を本日付で締結しております。</p> <p>なお、本第三者割当増資は、本臨時株主総会において、本第三者割当増資及び本定款変更に係る各議案の承認が得られることを条件としております。また、本投資契約上、割当予定先によるA種優先株式に係る払込みは、本臨時株主総会において、本第三者割当増資及び本定款変更に係る各議案の承認が得られること等を条件としております。</p>

### 2. 募集の目的及び理由

#### (1) 募集に至る経緯及び目的

当社は、上記「I. 本出資持分追加取得について」の「1. 出資持分追加取得の理由」に記載のとおり、中期経営計画の達成に加え、「GOLFTEC ANYWHERE」構想の実現による長期的な収益拡大をより加速させるために、本出資持分追加取得を行うことといたしました。本出資持分追加取得は当社の中期経営計画の達成、ひいては長期的な企業価値の向上のために欠かせない取引である一方で、上記「I. 本出資持分追加取得について」の「5. 会計処理の概要」に記載のとおり、本出資持分追加取得により当社の連結貸借対照表上の純資産（以下、「連結純資産」といいます。）が減額してしまうことから、連結純資産を強化し、財務健全性の向上を図ることのできる手法による資金調達を行ったうえで本出資持分追加取得を実行することが、重要な課題の一つであると認識しております。

同課題の検討において、当社は、当社の既存株主に与える希薄化の影響を配慮しながらも、連結純資産を強化し財務健全性の向上を図ることができること、本出資持分追加取得の最終契約締結時における資金調達の確実性が高いこと等を条件に、さまざまな手法を検討して参りましたが、既存株主の利益保護の観点、本出資持分追加取得後の財務健全性の観点、及び資金調達の確実性の観点から、本出資持分追加取得に係る資金調達の一部については、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されていない、いわゆる「社債型優先株式」の第三者割当増資が最適であると判断いたしました。

かかる中、2022年の年初より複数の投資家候補と接触し、「社債型優先株式」引受の可能性について議論を進めて参りました。2022年4月に、国内金融機関10社程度にインディケーション・レター（簡易的な条件）の提出を依頼し、2022年5月末には複数社から条件の提示を受けましたが、その中で経済条件を含めた総合的な条件が最も良く、当社事業に対する深い理解を有しており、また国内で優先株式をはじめとするメザニンファイナンス（劣後性資金によるファイナンス）の経験が豊富であるファイブスター・メザニン2号投資事業有限責任組合を、第三者割当増資の引受人候補として選定し、詳細な条件について協議を進めて参りました。協議の結果、既存株主の利益保護の観点、本出資持分追加取得後の財務健全性の観点、及び資金調達の確実性の観点について当社の満足する内容での「社債型優先株式」の発行について合意に至ったことから、ファイブスター・メ

ザニン2号投資事業有限責任組合に対する第三者割当増資を行い、本出資持分追加取得に係る資金調達の一部とすることといたしました。

## (2) 本第三者割当増資による資金調達を選択した理由

当社は、連結純資産を増強し財務健全性の向上を図ることができること、本出資持分追加取得の最終契約締結時において資金調達の確実性が見込まれること等を条件に、さまざまな手法を検討して参りました。

その過程において一般の投資家を対象とする公募増資や株主割当等も検討いたしましたが、いずれも既存株主の利益保護の観点、資金調達金額の確実性の観点から、最適な資金調達手法とは言えないと判断いたしました。

本第三者割当増資においては、当社の既存株主に与える希薄化の影響を配慮し、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されていないA種優先株式の発行により資金調達を行うこととしております。本第三者割当増資は、当社株式に希薄化を生じさせることはなく、連結純資産を増強し財務健全性の向上に資するものであり、また資金調達の確実性が高いことから、当社にとって現時点での最良の選択肢であるとの最終的な判断に至りました。

## (3) A種優先株式の概要

### ① 優先配当

A種優先株式を保有する株主（以下、「A種優先株主」といいます。）は、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」といいます。）に優先して配当を受け取ることができます。優先配当の額は、100,000円に優先配当率を乗じた数値を日割計算することで算出されます。優先配当率は、当初年率6.50%であり、払込期日から1年経過するごとに年率0.5%ずつ加算されます。ある事業年度において優先配当金が不足する場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。A種優先株式は非参加型であり、A種優先株主は当該優先配当に加え、普通配当を受け取ることとはできません。

### ② 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されております。A種優先株式の発行要項上、原則として、A種優先株主は払込期日以降いつでも、当社に対して、金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下、「償還請求」といいます。）できることとされておりますが、本投資契約の規定により、割当予定先が金銭を対価とする償還請求権を行使できるのは、2027年11月25日を経過した場合、又はその他の一定の事由に該当する場合に限られます。

A種優先株式に付された金銭を対価とする償還請求権が行使された場合に交付される金銭の額は、A種優先株式1株につき、払込金額相当額に、償還請求の効力が生じる日を日割計算基準日とする累積未払優先配当金及び優先配当金日割計算額を加えた金額となります。

### ③ 金銭を対価とする取得条項

A種優先株式には、金銭を対価とする取得条項が付されております。当社は、2022年11月25日以降（但し、2024年11月25日以降2025年5月24日までの期間を除く。）、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」といいます。）の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を取得できるとされております。

A種優先株式に付された金銭を対価とする償還条項が行使された場合に交付される金銭の額は、A種優先株式1株につき、払込金額相当額に、金銭対価償還日を日割計算基準日とする累積未払優先配当金及び優先配当金日割計算額を加えた金額となります。

### ④ 議決権

A種優先株式は、会社法上の無議決権株式であり、A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しないこととされております。

## ⑤ 譲渡制限

A種優先株式に譲渡制限は付されておりませんが、本投資契約の規定により、A種優先株式の譲渡には当社の承諾を要することとされております。

その他、A種優先株式の詳細につきましては、別紙1「A種優先株式発行要項」をご参照ください。

## 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

## (1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	6,000,000,000円
② 発行諸費用の概算額	220,000,000円
③ 差引手取概算額	5,780,000,000円

※1. 「発行諸費用の概算額」には消費税は含まれておりません。

※2. 「発行諸費用の概算額」の主な内訳は、専門家（弁護士を含む）費用、登記関連費用、ファイナンス・アドバイザー・フィー等です。

## (2) 調達する資金の使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 本出資持分追加取得の資金の一部	5,780,000,000円	2022年11月30日

本第三者割当増資によって当社が調達した5,780,000,000円は、GDOSにおいて本出資持分追加取得の資金の一部とするため、その全額をGDOSに対して出資又は融資する予定です。

## 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資による調達資金は本出資持分追加取得の対価に充当されること、上記「I. 本出資持分追加取得について」の「1. 出資持分追加取得の理由」に記載のとおり、本出資持分追加取得は、当社の企業価値の向上に資するものであり、本第三者割当増資は最終的に既存株主の皆様の利益に資するものであると考えているため、本第三者割当増資の資金使途については合理性があると判断しております。

## 5. 発行条件などの合理性

## (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本第三者割当増資における公正性を期すため、当社及び割当予定先から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下、「プルータス・コンサルティング」といいます。）に対してA種優先株式の評価を依頼し、プルータス・コンサルティングより、本日付で「株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインA種優先株式評価報告書」（以下、「A種優先株式評価報告書」といいます。）を取得しております。

プルータス・コンサルティングは、A種優先株式の評価手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるディスカウントキャッシュフロー法を採用し、A種優先株式の発行要項及び本投資契約に定められた諸条件を考慮した上で、一定の前提の下、A種優先株式の評価を行っております。A種優先株式評価報告書において、A種優先株式の価値は1株あたり96,550円～102,640円とされております。

当社は、プルータス・コンサルティングによる上記評価結果を考慮した上で、割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねた結果、当社として条件面も含め合理的と判断する内容で割当予定先との合意に至り、A種優先株式の払込金額を1株につき100,000円と決定いたしました。当社としては、プルータス・コンサルティングによる上記評価結果や、A種優先株式の発行条件が上記「2. 募集の目的及び理由」の「(1) 募集に至る経緯及び目的」に記載のとおり当社の置かれた事業

環境及び財務状況を考慮した上で割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねて決定されていること等を総合的に勘案し、A種優先株式の払込金額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しておりますが、A種優先株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、A種優先株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないため、株主の皆様意思を確認することが適切であると考え、念のため、本株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種優先株式を発行することといたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A種優先株式を60,000株発行することにより、総額6,000,000,000円を調達いたしますが、前述したA種優先株式の発行の目的及び資金使途に照らすと、A種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。さらに、A種優先株式には株主総会における議決権がなく、かつ、当社普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権は付されておられません。したがって、本第三者割当増資により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じることはない判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	ファイブスター・メザニン2号投資事業有限責任組合	
② 所 在 地	東京都中央区銀座六丁目10番1号	
③ 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
④ 組 成 目 的	金銭債権、有価証券等の取得及び保有等	
⑤ 組 成 日	2021年10月8日	
⑥ フ ァ ン ド 総 額	約512億円	
⑦ 出 資 者 の 概 要	無限責任組合員であるFSM GP 2有限責任事業組合及びFSM GP Sub-2合同会社と、有限責任組合員（国内金融機関、年金基金等）から出資されております。なお、出資比率及び有限責任組合員の名称については、割当予定先の組合契約において秘密保持条項が規定されていることから、開示は控えさせていただきます。	
⑧ 業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名 称	FSM GP 2有限責任事業組合
	所 在 地	東京都中央区銀座六丁目10番1号
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	組合員 株式会社NS パートナーズ 職務執行者 山藤 憲幸
	事 業 内 容	投資事業有限責任組合の業務執行
	資 本 金	—
	名 称	FSM GP Sub-2 合同会社
	所 在 地	東京都中央区銀座六丁目10番1号
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	業務執行者員 株式会社NS パートナーズ 職務執行者 山藤 憲幸
	事 業 内 容	投資事業有限責任組合の業務執行
	資 本 金	40万円

⑨ 上場会社と当該ファンドとの関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	資本関係、人的関係及び取引関係はありません。
	上場会社と業務執行組合員との関係	資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

※1. 当社は、割当予定先の業務執行組合員の代表者との面談及び当社における独自の調査を通じて、割当予定先の無限責任組合員が反社会的勢力と関係しないことを確認しております。また、当社は、割当予定先より、割当予定先の組合契約には反社会的勢力の排除条項が規定されている旨、割当予定先において有限責任組合員が反社会的勢力に該当しないことの確認を含む厳格な本人確認手続を行っている旨の回答を受領したほか、割当予定先業務執行組合員の代表者との面談を実施して、割当予定先の有限責任組合員が反社会的勢力と関係しないことを確認しております。なお、本投資契約において、割当予定先より、割当予定先、その無限責任組合員及び有限責任組合員が反社会的勢力との間に何ら関係がないことについて表明保証を受けております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

上記「2. 募集の目的及び理由」の「(1) 募集に至る経緯及び目的」に記載のとおり、インディケーション・レターの提示を受けた国内金融機関の中で最も経済的な条件が良く、当社事業に対する深い理解を有しており、また国内で優先株式をはじめとするメザニンファイナンスの経験が豊富であることから、第三者割当増資の引受人として最もふさわしい相手であると判断し、割当予定先として選定しました。

なお、当社及び割当予定先の間の本投資契約は、以下の内容を含んでおります。

### ① 事前承諾事項

本投資契約上、当社が本投資契約において列挙された一定の行為を行う場合、A種優先株式の払込金額の総額が50.1%以上の単独又は複数のA種優先株主（以下、「多数優先株主」といいます。）の事前の書面による承諾が必要とされております。事前の書面による承諾の対象とされている行為には、典型的にA種優先株式の価値を毀損する可能性がある行為のほか、当社グループの組織又は経営に重大な影響を与える行為が含まれております。

### ② 財務コベナント

本投資契約において、当社は、純利益又は純資産を一定の水準以上に維持する義務を負っております。

### ③ 償還請求の制約

A種優先株式の発行要項上、原則として、A種優先株主は払込期日以降いつでも、当社に対して、償還請求を行うことができることとされておりますが、本投資契約の規定により、割当予定先が金銭を対価とする償還請求権を行使できるのは、2027年11月25日を経過した場合、又はその他の一定の事由に該当するときに限られます。

### ④ 譲渡制限

本投資契約において、所定の譲渡先（5社以内かつ本投資契約上の適格譲渡先に限る）に対してA種優先株式の発行済み総数の49.9%を超えない範囲で譲渡を行う場合を除き、A種優先株式の譲渡には当社の承諾を要することとされております。但し、以下のいずれかの事由に該当する場合には、当社は、原則としてかかる譲渡を承諾することとされております。

- ・ A種優先株式の償還請求を行うことができる場合
- ・ 当社が負っている本投資契約上の義務の重要な点において違反があり、A種優先株主が当社に対してその是正を求めたにもかかわらず、20日以内に是正されなかった場合

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先から、払込期日以降1年以内を目途に、その保有するA種優先株式の49.9%を上限として、割当予定先の有限責任組合員をはじめとする他の投資家に対し、A種優先株式の譲渡を行う予定である旨の説明を受けております。

(4) 割当予定先の払い込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先であるファイブスター・メザニン2号投資事業有限責任組合について、割当予定先の組合契約を確認する中で、本日現在において本第三者割当増資に係る払込みのために必要な資金を拠出可能な出資枠を有していること、かつ、各組合員は、割当予定先において資金が必要となった場合には無限責任組合員であるFSM GP2有限責任事業組合が行うキャピタルコールに応じて割当予定先に対する出資を行う義務を負っていることを確認しており、割当予定先は払込期日においてA種優先株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前 (2022年6月30日現在)		募集後	
株式会社ゴルフダイジェスト社	17.78%	同左	
石坂 信也	17.73%		
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10.73%		
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	6.88%		
木村 玄一	6.29%		
木村 正浩	4.92%		
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	1.52%		
大日本印刷株式会社	1.51%		
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行)	1.36%		
PERSHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP. (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1.14%		

(2) A種優先株式

募集前 (2022年6月30日現在)		募集後	
該当なし		ファイブスター・メザニン2号投資事業有限責任組合	100.00%

8. 今後の見通し

当社は、2022年2月15日に公表しておりました2022年12月期(2022年1月1日~2022年12月31日)の通期連結業績予想を修正することといたしました。詳細は、本日付「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

## 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

## (1) 最近3年間の業績（連結）

	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
連結売上高	34,274百万円	33,690百万円	39,594百万円
連結営業利益	979百万円	838百万円	1,706百万円
連結経常利益	971百万円	907百万円	1,715百万円
親会社株主に帰属する 連結当期純利益	358百万円	261百万円	1,035百万円
1株当たり連結当期純利益	19.63円	14.31円	56.68円
1株当たり配当金	9.50円	5.50円	9.50円
1株当たり連結純資産	345.61円	347.85円	405.17円

## (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2022年6月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行株式数	18,274,000株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	88,500株	0.48%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	88,500株	0.48%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	88,500株	0.48%

## (3) 最近の株価の状況

## ① 最近3年間の状況

	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
始値	693円	680円	903円
高値	722円	1,199円	1,793円
安値	540円	414円	814円
終値	684円	903円	1,188円

## ② 最近6ヶ月間の状況

	2022年 4月	2022年 5月	2022年 6月	2022年 7月	2022年 8月	2022年 9月
始値	996円	1,009円	1,220円	1,375円	1,717円	2,092円
高値	1,175円	1,219円	1,513円	1,782円	2,250円	2,099円
安値	975円	894円	1,191円	1,256円	1,470円	1,875円
終値	1,025円	1,216円	1,374円	1,720円	2,123円	1,922円

※1. 2022年9月の株価については、2022年9月21日現在で表示しております。

## ③ 発行決議日前営業日における株価

	2022年9月21日
始 値	1,945 円
高 値	1,945 円
安 値	1,878 円
終 値	1,922 円

## (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

当社取締役、執行役員及び使用人に対するストックオプションの付与を除き、該当事項はありません。

## 1 1. 発行要項

別紙1「A種優先株式発行要項」をご参照ください。

## 1 2. 日程

(1) 取締役会決議	2022年9月22日
(2) 本投資契約締結日	2022年9月22日(予定)
(3) 本臨時株主総会決議	2022年11月24日(予定)
(4) 払込期日	2022年11月25日(予定)

### Ⅲ. 本定款変更について

#### 1. 本定款変更の目的

A種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種優先株式を追加し、A種優先株式に関する規定を新設するものです。

なお、本定款変更については、本臨時株主総会において、本第三者割当増資及び本定款変更に係る各議案の承認が得られることを条件としております。

#### 2. 本定款変更の内容

本定款変更の内容は別紙2「定款変更案」をご参照ください。

#### 3. 日程

(1) 取締役会決議	2022年9月22日
(2) 本臨時株主総会決議	2022年11月24日(予定)
(3) 効力発生日	2022年11月24日(予定)

#### IV. 本資本金等の額の減少について

##### 1. 本資本金等の額の減少の目的

剰余金配当のための分配可能額の確保及び充実を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ減少し、その他資本剰余金へ振り替えることといたしました。

なお、本資本金等の額の減少については、本第三者割当増資の効力が生じることを条件としております。

##### 2. 本資本金等の額の減少の額

###### (1) 減少すべき資本金の額

資本金の額 4,458,953,070 円を 3,000,000,000 円減少して、1,458,953,070 円とする。

なお、上記の資本金の額には、本第三者割当増資により増額する資本金の額 (3,000,000,000 円) を含む。

###### (2) 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額 4,420,071,948 円を 3,000,000,000 円減少して、1,420,071,948 円とする。

なお、上記の資本準備金の額には、本第三者割当増資により増額する資本準備金の額 (3,000,000,000 円) を含む。

###### (3) 本資本金等の額の減少の方法

会社法 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行ったうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えます。

##### 3. 日程

(1) 取締役会決議	2022年9月22日
(2) 債権者異議申述公告	2022年9月26日(予定)
(3) 債権者異議申述最終期日	2022年10月26日(予定)
(4) 効力発生日	2022年11月25日(予定)

##### 4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

以上

## 別紙 1 A種優先株式発行要項

A種優先株式発行要項

1. 株式の名称  
株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン（以下、「本公司」という。）A種優先株式（以下、「A種優先株式」という。）
2. 募集株式の数  
60,000株
3. 募集株式の払込金額  
1株につき100,000円
4. 増加する資本金及び資本準備金  
資本金 3,000,000,000円（1株につき、50,000円）  
資本準備金 3,000,000,000円（1株につき、50,000円）
5. 払込金額の総額  
6,000,000,000円
6. 払込期日  
2022年11月25日
7. 発行方法  
第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。  
ファイブスター・メザニン2号投資事業有限責任組合 60,000株
8. 剰余金の配当

## (1) A種優先配当金

本公司は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主とあわせて、以下、「A種優先株主等」という。）に対し、下記16.(1)に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種優先株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

## (2) A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、100,000円（以下、「払込金額相当額」という。）に、A種優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2022年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、2022年11月25日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小

数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対し剰余金を配当したとき（下記(4)に定める本累積未払配当金相当額の配当をしたとき除く。）は、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。なお、「A種優先配当年率」とは、当初年率6.50%とし、払込期日から1年経過するごとに、払込期日の各応当日に年率0.5%ずつ加算されるものとする。

### (3) 非参加条項

本会社は、A種優先株主等に対しては、A種優先配当金及び本累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

### (4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積した本累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本(4)において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本(4)において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がA種優先株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率（但し、当該事業年度のうち払込期日の応当日の前日（同日を含む。）までの間は当該事業年度開始時点において適用あるA種優先配当年率を、当該事業年度のうち払込期日の応当日（同日を含む。）以降は、上記(2)なお書に従い年率0.5%を加算されたA種優先配当年率をそれぞれ適用するものとする。）で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下、「本累積未払配当金相当額」という。）については、下記16.(1)に定める支払順位に従い、A種優先株主等に対して配当する。かかる配当が行われる本累積未払配当金相当額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

## 9. 残余財産の分配

### (1) 残余財産の分配

本社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対し、下記 16. (2) に定める支払順位に従い、A種優先株式 1 株につき、払込金額相当額に、本累積未払配当金相当額及び下記 (3) に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「本残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして本累積未払配当金相当額を計算し、また、上記 8. (4) に定める本累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」を「分配日」と読み替えて、本累積未払配当金相当額を計算する。なお、本残余財産分配額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

(2) 非参加条項

A種優先株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種優先株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記 8. (2) に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種優先株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。

10. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

11. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A種優先株主は、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、A種優先株主が指定する日（当該日が営業日（日本において銀行が休日とされる日以外の日を意味し、本要項において以下同様とする。）でない場合には翌営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の5営業日前までに本会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、「償還請求事前通知」という。）を行った上で、本会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「償還請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該償還請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種優先株式の数に、(i) 払込金額相当額並びに(ii) 本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種優先株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、上記 8. (4) に定める本累積未払配当金相当額の計算及び上記 9. (3) に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを四捨五入するものとす

る。但し、償還請求日においてA種優先株主から償還請求がなされたA種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ、取得請求される株数に応じた比例按分の方法により、本会社はA種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(3) 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

12. 金銭を対価とする取得条項

本会社は、2022年11月25日以降（同日を含む。但し、2024年11月25日以降（同日を含む。）2025年5月24日（同日を含む。）までの期間を除く。）、本会社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種優先株主等に対して、金銭対価償還日の15営業日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種優先株式の数に、(i)払込金額相当額並びに(ii)本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種優先株主に対して交付するものとする。なお、本12.においては、上記8.(4)に定める本累積未払配当金相当額の計算及び上記9.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを四捨五入するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、各A種優先株主がA種優先株式を当初引き受けた数に応じて、当初引き受けた後の事情を考慮して合理的な方法により、取得すべきA種優先株式を決定する。

13. 譲渡制限

なし。

14. 種類株主総会における決議

本会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

15. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 本会社は、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 本会社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 本会社は、A種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

#### 16. 優先順位

- (1) A種優先配当金、本累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、本累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- (2) A種優先株式及び普通株式に係る剰余財産の分配の支払順位は、A種優先株式に係る剰余財産の分配を第1順位、普通株式に係る剰余財産の分配を第2順位とする。
- (3) 本会社が剰余金の配当又は剰余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は剰余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、剰余金の配当又は剰余財産の分配原資の範囲内で、剰余金の配当又は剰余財産の分配を行う。

以 上

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案				
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 ～ 第 5 条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 ～ 第 5 条</p> <p>(現行どおり)</p>				
<p>第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 59, <u>164</u>, 000 株とする。</p>	<p>第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 59, <u>224</u>, 000 株とし、各種類の株式の発 行可能株式総数は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">普通株式</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">59, 164, 000 株</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">A 種優先株式</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">60, 000 株</td> </tr> </table>	普通株式	59, 164, 000 株	A 種優先株式	60, 000 株
普通株式	59, 164, 000 株				
A 種優先株式	60, 000 株				
<p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、<u>100</u> 株とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の<u>普通株式</u>の単元株式数は 100 株とし、<u>A 種優先株式</u>の単元株式数は <u>1</u> 株とする。</p>				
<p>第 8 条 ～ 第 11 条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第 8 条 ～ 第 11 条</p> <p>(現行どおり)</p>				
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 2 章の 2 種類株式</p> <p>(A 種優先株主に対する剰余金の配当)</p> <p>第 11 条の 2 当社は、ある事業年度中に属す る日を基準日として剰余金の配当をす るときは、当該剰余金の配当の基準日 (以下、「配当基準日」という。)の最 終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株式を有する株主 (以下、「A 種 優先株主」という。) 又は A 種優先株式 の登録株式質権者 (A 種優先株主とあわ</p>				

せて、以下、「A種優先株主等」という。) に対し、第5項に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、次項に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種優先株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

- 2 A種優先配当金の額は、100,000円(以下、「払込金額相当額」という。)に、A種優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2022年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、2022年11月25日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対し剰余金を配当したとき(第4項に定める本累積未払配当金相当額の配当をしたとき除く。)は、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額はその各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。なお、「A種優先配当年率」とは、当初年率6.50%とし、払込期日から1年経過するごとに、払込期日の各応当日に年率0.5%ずつ加算されるものとする。

- 3 当社は、A種優先株主等に対しては、A種優先配当金及び本累積未払配当金相当額（次項に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
- 4 ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積した本累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第2項に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、第2項但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本項において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本項において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がA種優先株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率（但し、当該事業年度のうち払込期日の応当日

	<p><u>の前日（同日を含む。）までの間は当該事業年度開始時点において適用あるA種優先配当年率を、当該事業年度のうち払込期日の応当日（同日を含む。）以降は、第2項なお書に従い年率0.5%を加算されたA種優先配当年率をそれぞれ適用するものとする。）で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下、「本累積未払配当金相当額」という。）については、次項に定める支払順位に従い、A種優先株主等に対して配当する。かかる配当が行われる本累積未払配当金相当額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。</u></p> <p><u>5 A種優先配当金、本累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、本累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(A種優先株主に対する残余財産の分配)</u>  <u>第11条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対し、第4項に定める支払順位に従い、A種優先株式1株</u></p>

	<p>につき、払込金額相当額に、本累積未払配当金相当額及び第3項に定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下、「本残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本項においては、残余財産の分配が行われる日(以下、「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして本累積未払配当金相当額を計算し、また、前条第4項に定める本累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」を「分配日」と読み替えて、本累積未払配当金相当額を計算する。なお、本残余財産分配額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。</p> <p>2 A種優先株主等に対しては、前項の場合のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>3 A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前条第2項に従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下、A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。)</p> <p>4 A種優先株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</p>
(新設)	(A種優先株主の議決権)

	<p>第 11 条の 4 <u>A 種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(A 種優先株式にかかる金銭を対価とする取得請求権)</u></p> <p>第 11 条の 5 <u>A 種優先株主は、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、A 種優先株主が指定する日（当該日が営業日（日本において銀行が休日とされる日以外の日を意味し、本要項において以下同様とする。）でない場合には翌営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の 5 営業日前までに当会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する A 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係る A 種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係る A 種優先株式の数に、(i) 払込金額相当額並びに (ii) 本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A 種優先株主に対して交付するものとする。なお、本条においては、第 11 条の 2 第 4 項に定める本累積未払配当金相当額の計算及び第 11 条の 3 第 3 項に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額が A 種優先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、本累積未払配当金相当額</u></p>

	<p>及び日割未払優先配当金額を計算する。  <u>また、償還請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを四捨五入するものとする。但し、償還請求日においてA種優先株主から償還請求がなされたA種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ、取得請求される株数に応じた比例按分の方法により、当社はA種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。</u></p> <p>2 <u>償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が当社の定める償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(A種優先株式にかかる金銭を対価とする取得条項)</u>  <u>第11条の6 当社は、2022年11月25日以降(同日を含む。但し、2024年11月25日以降(同日を含む。))2025年5月24日(同日を含む。))までの期間を除く。)、当社の取締役会が別に定める日(以下、「金銭対価償還日」という。))が到来することをもって、A種優先株主等に対して、金銭対価償還日の15営業日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる(以下、「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭</u></p>

	<p><u>対価償還に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種優先株式の数に、(i)払込金額相当額並びに(ii)本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種優先株主に対して交付するものとする。なお、本条においては、第11条の2第4項に定める本累積未払配当金相当額の計算及び第11条の3第3項に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを四捨五入するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、各A種優先株主がA種優先株式を当初引き受けた数に応じて、当初引き受けた後の事情を考慮して合理的な方法により、取得すべきA種優先株式を決定する。</u></p>
(新設)	<p><u>(A種優先株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)</u></p> <p><u>第11条の7 当社は、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。</u></p> <p><u>2 当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p> <p><u>3 当社は、A種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>(剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が不足する場合の処理)</u></p>

	<p>第 11 条の 8 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、剰余金の配当又は残余財産の分配原資の範囲内で、剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。</p>
<p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条 ～ 第 17 条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条 ～ 第 17 条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(種類株主総会)</p> <p>第 17 条の 2 当会社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>2 第 13 条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。</p> <p>3 第 14 条、第 16 条及び第 17 条の規定は、種類株主総会について準用する。</p> <p>4 第 15 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議について、第 15 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</p>
<p>第 4 章 取締役、代表取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条 ～ 第 30 条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第 4 章 取締役、代表取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条 ～ 第 30 条</p> <p>(現行どおり)</p>

<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条 ～ 第38条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条 ～ 第38条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第39条 ～ 第42条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第39条 ～ 第42条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>
<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</li> <li>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</li> <li>3. 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</li> </ol>	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>2022年3月28日改定による</u>変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び<u>同</u>変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</li> <li>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、<u>2022年3月28日改定による</u>変更前定款第17条はなお効力を有する。</li> <li>3. 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</li> </ol>